

2023年4月22日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2023年4月22日午後2時から午後4時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、巫（4名）

2. 議長の選任

巫が議長に選任され、会議を始めました。

3. 議論の要約¹

【大友事件について】

（巫）大友さんの事件を詳しく調べるために、会社と会社所有地の登記簿謄本を取得し、会社に連絡をしてくれるよう郵便で連絡し、大友さんの裁判の確定判決と思われる控訴審判決書を小林さんが閲覧し、謄写の請求のための申請書の書式を調べてきました。しかし、その後、大友さんとの感情的な対立が発生し、大友さんが控訴審判決書は不要だと言うようになっています。

確定判決書がなければ、会社に必要書類の謄写の請求もできないし、裁判の内容を理解することもできないので、現段階では、大友事件に関する調査などの作業は中断するしかないと思います。

（小林）控訴審判決書の閲覧にかかった費用を、経費精算書として計上しておきます。

【山村前会長の話】

（山村）民事訴訟を、口頭弁論で両当事者の言い分を聞くことを申し入れて、提訴したのに、2021年7月の第一回口頭弁論で、裁判官が提訴条件に反して、当事者の弁論を行わず結審した。地裁に抗議したのだが、聞き入れてくれないので、2022年1月に抗議文を貼った自動車を地裁敷地に置いて、抗議の意思表示をした。地裁から、撤去するように求められ、3日後くらいに、引き取ったので、それで話は決着していたと思っていた。ところが、警察は自分をずっと狙っていたようで、逮捕する根拠がないので、刑法130条の不法侵入罪で、自分を3月1日に逮捕した。しかし、裁判所の敷地に入る場合には、刑法130条の規定は当てはまらない。その点を強く抗議し、簡裁で仮に判決が出されている

¹ 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

が、不服申し立てをして、5月29日に本裁判をすることになっている。

【玉江事件について】

(玉江) 私の事件について、倫理面で社会に訴えたい。法律的には信金らの行為は正当化されるかもしれないが、倫理的にはどうなのだろう。私が若いころから必死に働いて、節約して貯金したお金が、銀行の伝票操作ですべて奪われてしまった。こんなことが許されるのか。

(小林) 5月まで、自分の事件で時間がない。そのあとに、玉江さんの資料をもう一度見直せればと思う。

【私たちの会の意義】

(巫) 私たちの会は、力がなく、判決を直接に覆すことはほとんどできない。時々、何ができるのだろうと疑問が湧くことがある。しかし、私たちのような立場で、継続的に、裁判所を批判して抗議することを実行していけば、その批判がすべて正しいとも言えないが、裁判所や裁判官は緊張して、不真面目で傲慢な判決を言い渡して平気な顔をしていることができなくなるのではないかと。少なくともそういう効果を期待したい。

(小林) 私たちの活動に共鳴してくれるもう少し若い会員が参加してほしい。

【閉会】

4時半ごろ閉会しました。次回は2週間後の土曜日の予定です。

4. 次回の予定

2週間後の日本時間2023年5月6日(土)午後2時開始を予定します。米西海岸時間では5日午後10時。

2023年4月23日

巫召鴻